

夜間観光促進事業補助金 Q & A

<補助対象要件について>

Q 1. 補助対象者の「団体等」は法人格を持つ団体でないといけないか。

A 1. 法人格を必要とはしない。

Q 2. 「映像コンテンツ制作」について、プロジェクションマッピング実施にかかる機器の購入費や、設置工事費は補助対象となるか。

A 2. 補助対象としない。投影用のコンテンツ制作費のみ補助対象とする。

Q 3. 「映像コンテンツ制作」について、すでにプロジェクションマッピング実施にかかる機材がある場合、投影用コンテンツ制作費の補助対象となるか。

A 3. 「令和2年度イルミネーションエリア創出による夜間観光促進事業」によりプロジェクションマッピングを整備した市町・団体等のみ補助対象とする。

Q 4. 「ナイトコンテンツ造成」について（以下、Q11 まで同じ）、宿泊施設や土産物店等と連携し、本県のホテル・旅館への宿泊数および夜間の観光消費額の増加に効果が見込める事業とは、具体的にどういうことか。

A 4. イベントを広く一般の方が参加できる内容にしたうえで、一部の内容を県内宿泊者限定の特典と紐付けて広告する等、直接的に宿泊数の増加につながるものを計画し、近隣の飲食物産店にもイベントへの参加を呼びかけるなど、各団体が連携し、全体で夜間の観光消費額の増加に取り組んでいると認められるものである。詳細については個別に相談されたい。

Q 5. 補助対象事業を実施する場所は6日間以上同じ場所でなければならないのか。

A 5. 開催場所は異なっても差し支えない。

Q 6. 開催日数が概ねのべ6日間以上ということだが、連続して実施しなくてもよいのか。

A 6. 連続して実施しなくても差し支えない。

Q 7. 開催日数はのべ6日間以上でなければすべて補助対象外なのか。

A 7. 原則6日間以上とされたい。ただし、規模が大きく6日間以上の開催が困難であり、高い集客・誘客効果が見込まれる場合はその限りでない。

Q 8. 今年度限りの事業と考えており、来年度以降の計画を持っていない場合、補助対象となるのか。

A 8. 補助金実施要領別表2「(4) 補助事業終了後、継続して事業を実施するための計画を策定していること」を満たしていないため、補助対象外である。

- Q 9. 建物のライトアップや照明器具の設置のみを実施する事業は、補助対象となるのか。
- A 9. 建物等のライトアップや照明器具の設置のみを実施する事業は原則補助対象外とする。ただし、要件をすべて満たすことを前提に、大規模なものや他のイベントとの連携などにより集客効果が非常に高いと認められるものについては、例外的に認める場合がある。
- Q 10. すでに実施している夜間のイベントで照明器具等の更新を実施する場合、補助対象となるのか。
- A 10. 照明器具を更新する事業は対象外とする。ただし、すでに実施している事業について、その内容を一部見直しや、新たな内容を追加するもの、または日程を拡充するもので、その見直し等の一環として、照明器具の更新を実施するということであれば、補助対象経費として認められる場合がある。
- Q 11. 事業が3月31日までを予定しているが、補助対象外か。
- A 11. 3月31日までが補助対象となる期間であり、それまでに支払いを含むすべてが完了している事業のみ補助対象となる。

<補助対象区分について>

- Q 12. 「ナイトコンテンツ造成」について（以下、Q 15 まで同じ）、「応募申込書」の「新規事業として申請した事業がブラッシュアップ事業で採択」されるとは、どういうことか。
- A 12. 「新規事業」として応募された事業が審査で、「ブラッシュアップ事業」に該当すると判断された場合、「ブラッシュアップ事業」として採択することがある。
- Q 13. イルミネーションにかかる事業は、すべて「新規事業」の区分になるか。
- A 13. 新たにイルミネーションエリアを創出する事業のほか、すでに実施しているイルミネーションやプロジェクションマッピングなどのエリアや実施内容の拡充を行い、大きな効果が見込めると認められる事業は、要件を満たしていれば、「新規事業」の区分により採択する。小規模な拡充や部分的な追加にとどまり、効果が期待できない事業については、対象外である。
- Q 14. すでに実施している事業について、補助金実施要領別表 4 「ナイトコンテンツ造成」の「新規事業」区分に採択されるのは、内容をどの程度見直し、かつどの程度日程を拡充した場合なのか。
- A 14. 補助申請団体として新たに取り組むもの、または補助申請団体がすでに実施している事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充するものである。判断が難しい場合は個別に相談されたい。

<補助対象経費について>

Q 15. 補助金の申請前に支払った経費は、補助金の対象となるのか。

A 15. 補助対象外である。

Q 16. 補助金の申請後、交付決定前に発注、購入、契約等をした（支払は交付決定後）ものの経費は補助金の対象となるのか。

A 16. （支払が交付決定後であっても、）交付決定の前に発注、購入、契約等をした経費は対象外である。

Q 17. 購入した消耗品に余りが出た場合、余り分も含め補助対象となるのか。

A 17. 補助事業で活用されなかった消耗品は補助金の対象外とする。補助対象経費については按分し、消耗品の使用状況は消耗品管理簿等で管理されたい。

Q 18. 補助事業に要するパソコンやプリンタの購入経費は補助金の対象になるのか。

A 18. パソコンやプリンタなど汎用性があるものは対象外とする。

Q 19. 補助対象外の経費として「経常的な維持管理に係る経費」とあるが、どのような費用がこれに該当するか。

A 19. 投影、点灯にかかる電気代や、機器の点検費用などのランニングコストが該当する。

Q 20. その他助成団体からの助成金について、助成金の財源が国や地方公共団体からの補助金や助成金等である場合、補助対象となるか。

A 20. その他助成団体からの助成金の財源が国や地方公共団体からの補助金や助成金等である場合、補助対象経費から控除するため、収支予算内訳表の積算内訳に団体名を記載すること。

Q 21. イベント参加者に対してイベントや連携施設で利用可能である割引券を配布したいのだが、割引分に補助金を充てることはできるか。

A 21. 割引券やプレゼント等、個人給付に該当するものは補助金を原資とすることはできない。